

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会  
社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉士又は介護福祉士を養成する施設に在学する者で、将来社会福祉士又は介護福祉士としての業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸し付けることにより、社会福祉士及び介護福祉士の充実を図るため、事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号又は第3号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。
- (2) 介護福祉士養成施設 法第39条第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。
- (3) 介護等業務 厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知（「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」社庶第29号昭和63年2月12日）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務をいう。

(貸付対象)

第3条 社会福祉士及び介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付対象となる者は、栃木県内の社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）に平成21年4月1日以降に入学する者で、将来栃木県内（国の施設等で県外に所在するものを含む。以下同じ。）において介護等業務に従事しようとする者とする。ただし、養成施設の修学に関し、他の国庫補助による貸付制度、離職者訓練制度等を活用している者を除く。

(貸付額等)

第4条 修学資金の貸付額は、月額5万円とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として20万円を、最終回に就職準備金として20万円をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設に在学する場合にあっては、初回のみに限る。）加算するものとする。

2 修学資金は、無利子とする。

(貸付期間)

第5条 修学資金は、第6条第2項の規定により結ばれた貸付契約に定められた月から養成施設を卒業する日の属する月までの間、貸し付けるものとする。

2 修学資金は、養成施設の正規の修業年限を超えては貸し付けないものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

( 貸付契約等 )

第 6 条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、会長が別に定める期間内に、貸付申請書（別記様式第 1 号）に次の書類を添えて、提出するものとする。

(1) 推薦書（別記様式第 2 号）

(2) 身上調書（別記様式第 3 号）

(3) 離職したことを証する書類（養成施設の入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が申請する場合に限る。）

2 会長は、本条第 1 項の規定による申請があった場合において、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付額、貸付期間、返還期限、返還方法その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を当該貸付申請者に交付することにより行うものとする。

3 貸し付けることが適当でないと認めるときは、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。

4 本条第 2 項による貸付決定通知書の交付を受けた者は、借用証書（別記様式第 4 号）に貸付決定通知書の交付を受けた者及び保証人の印鑑証明を添えて会長に提出するものとする。

5 本条第 4 項の保証人は、独立の生計を営む成年の者とし、貸付契約の相手方（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年である場合には、保証人を 2 人とし、2 人のうち 1 人は法定代理人でなければならない。

( 修学資金の交付 )

第 7 条 修学資金は、6 か月分を一括して口座振替の方法により交付する。ただし、特別な事由があるときは、会長は、他の方法により交付することができる。

( 変更届等 )

第 8 条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから 2 週間以内に当該各号に掲げる届出書により会長に届け出なければならない。

(1) 借受者又は保証人の住所又は氏名の変更があった場合 住所（氏名）変更届（別記様式第 5 号）

(2) 退学した場合 退学届（別記様式第 6 号）

(3) 留年し、若しくは休学し、又は停学の処分を受けた場合 留年（休学・停学）届（別記様式第 7 号）

(4) 復学した場合 復学届（別記様式第 8 号）

2 借受者は、保証人を変更しようとするときは、新たに保証人となる者の印鑑証明を添えて保証人変更届（別記様式第 9 号）を会長に提出しなければならない。

3 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、辞退届（別記様式第 10 号）を会長に提出しなければならない。

4 保証人は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第 11 号）にその事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

( 貸付契約の解除及び貸付の休止 )

第 9 条 会長は、借受者が修学資金の貸付期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 死亡したとき。
  - (2) 退学したとき。
  - (3) 学業成績が著しく不良になったとき。
  - (4) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
  - (5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - (6) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- 2 会長は、借受者が修学資金の貸付期間中に休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸し付けされたものとみなす。
- 3 会長は、第1項の規定により貸付契約を解除したとき又は本条第2項の規定により修学資金の貸付けを休止したときは、その旨を借受者に対して通知するものとする。また、本条第2項の規定により修学資金の貸付けの休止を受けた者が、復学したため、貸付けを再開するときも、同様とする。

(返還)

第10条 修学資金は、貸付契約が第9条第1項の規定により解除された日又は借受者が養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して次の期間(第14条の規定により返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦又は半年賦の均等払の方法により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 第17条第2項の規定により修学資金の返還の債務の一部を免除された者のうち修学資金の貸付けを受けた期間が2年以下の者 5年から介護等業務に従事した期間を控除した期間
- (2) (1)以外の者 5年間

(返還の方法)

第11条 第10条に定める返還方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月賦返還 毎月末までに均等返還するもの
- (2) 半年賦返還 毎年6月末及び12月末までに均等返還するもの
- (3) 一括返還 繰り上げて返還する事由の発生した月の翌月末までに一括返還するもの

(返還計画書等)

第12条 借受者は、第9条第1項の規定により貸付契約を解除された場合及び養成施設を卒業したときは、当該事由の発生した日から2週間以内に返還計画書(別記様式第12号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、本条第1項の返還計画書を審査の上、借受者に修学資金の返還方法及び返還額を通知するものとする。
- 3 会長は、第1項の返還計画書が提出されないときは、第6条第4項の規定により提出のあった借用証書に記載された方法により修学資金を返還させるものとし、借受者に返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還計画変更届出書等)

第13条 借受者は、第12条第2項又は第3項の規定により通知を受けた返還額及び返還方法を変更しようとするときは、返還計画変更届出書(別記様式第13号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、本条第1項の返還計画変更届出書を審査の上、借受者に修学資金の返還額及び返還方法を通知するものとする。

(返還の猶予)

第14条 会長は、借受者が次の各号(平成24年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業する者にあつては、第3号及び第5号を除く。)に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第9条第1項の規定により貸付契約が解除された後引き続き当該養成施設に在学している場合 貸付契約の解除の日の属する月の翌月から当該養成施設に在学しなくなった日の属する月までの期間
- (2) 借受者が養成施設を卒業し、社会福祉士又は介護福祉士登録簿に登録した後、直ちに栃木県内において介護等業務に従事した場合 当該介護等業務に従事した日の属する月から当該介護等業務に従事しなくなった日の属する月までの期間
- (3) 卒業年次又は卒業年次の翌年の国家試験に合格できなかった場合において、借受者が翌年の国家試験を受験する意思を有する場合 当該卒業の日又は卒業年次の翌年の国家試験合格者の発表の日の属する月の翌月から、翌年の国家試験合格者の発表の日の属する月までの期間
- (4) 養成施設を卒業した場合(第2号及び第3号に掲げる場合を除く。) 当該卒業の日の属する月の翌月から、当該卒業の日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間
- (5) 本条第3号に該当する者のうち卒業年次の翌年又は翌々年の国家試験に合格した場合 国家試験に合格した日の属する月の翌月から、国家試験に合格した日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、他種の養成施設等における修学、災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難と認められる場合 会長が適当と認める期間

(返還猶予申請書等)

第15条 借受者は、第14条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする場合は、猶予の事由が発生した日から2週間以内に、返還猶予申請書(別記様式第14号)に、次の各号に掲げる猶予の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 第14条第1号に掲げる場合 養成施設に在学していることを証する書類
- (2) 第14条第2号に掲げる場合 就業証明書(別記様式第15号)及び社会福祉士又は介護福祉士登録証の写し
- (3) 第14条第3号又は6号に掲げる場合 修学資金を返還することが困難であることを証する書類
- (4) 第14条第4号に掲げる場合 養成施設を卒業したことを証する書類

(5) 第14条第5号に掲げる場合 国家試験に合格したことを証する書類

2 会長は、本条第1項の規定による申請があったときは、審査の上修学資金の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(業務従事先変更届等)

第16条 第14条第2号の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、2週間以内に当該各号に掲げる届出書により会長に届け出なければならない。

(1) 介護等業務の従事先を変更した場合 従事先変更届(別記様式第16号)

(2) 介護等業務に従事しなくなった場合 離職届(別記様式第17号)

(返還の免除)

第17条 会長は、借受者から返還免除申請書(別記様式第18号)の提出があり、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 借受者が養成施設を卒業し、社会福祉士又は介護福祉士登録簿に登録した後、直ちに栃木県内において介護等業務に従事し、引き続き5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)において介護等業務に従事した場合又は中高年離職者が介護等業務に従事した場合にあっては、3年間)介護等業務に従事したとき。

(2) 第1号の従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護等業務を継続することができなくなったとき。

2 借受者が本条第1項第1号に掲げる場合に該当し、2年間以上介護等業務に従事したときは、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

3 本条第2項の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、介護等業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間(この期間が2年に満たないときは2年とする。)の2分の5(中高年離職者にあっては2分の3)で除して得た数値(この数値が1を超えるときは1とする。)を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額(当該介護等業務に従事した期間のうち、過疎地域において引き続き介護等業務に従事した期間が3年以上である者にあっては、修学資金の返還の債務の額の全額)とする。

4 本条第3項の介護等業務従事期間の計算は、月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職又は停職の期間(業務上の災害又は通勤による災害に起因する休職の期間を除く。)があるときは、当該介護等業務従事期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

(返還の免除の申請)

第18条 借受者は、第17条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(別記様式第18号)に、次の各号に掲げる免除の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 第17条第1項第1号又は第17条第2項に該当する者 業務従事証明書(別記様式第19号)

(2) 第17条第1項第2号に該当する者 当該事由を証する書類

2 会長は、本条第1項の規定による申請があったときは、審査の上修学資金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(延滞利子)

第19条 会長は、借受者が正当な事由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとし、その算定に当たっては次式によるものとする。ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

$$\text{返還すべき額} \times 0.145 \times \frac{\text{返還すべき日の翌日から返還の日までの期間}}{365}$$

(会計)

第20条 会長は、本事業の会計について、特別会計を設置し、経理するものとし、貸付金の運用によって生じた運用益及び返還金を当該特別会計に繰り入れるものとする。

(予算及び決算)

第21条 会長は、毎会計年度当初に、貸付計画人数、貸付計画額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書並びに貸付資金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、知事に提出するものとする。

2 会長は、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を会計年度終了後2か月以内に知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

貸付申請書

年 月 日

(社福)栃木県社会福祉協議会  
会長 様

養成施設名  
学 年  
住 所  
氏 名

印

社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 貸付申請額 月額 円  
(初回: 円、最終回: 円)
- 2 貸付申請期間 年 月から 年 月まで
- 3 返還時期 年 月から 年 月まで
- 4 返還方法 月賦 ・ 半年賦 ・ 一括
- 5 振込口座番号 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店  
 口座種別 普通・当座  
 口座番号 \_\_\_\_\_  
 口座名義(カナ) \_\_\_\_\_

当該申請により、修学資金の貸付けが決定された場合、上記の者の保証人として、修学資金の債務を連帯して負担します。

(保証人)  
 住 所  
 氏 名  
 生 年 月 日 年 月 日生  
 職 業 (勤続年数: 年)  
 申請者との関係  
 電 話 番 号

(保証人)  
 住 所  
 氏 名  
 生 年 月 日 年 月 日生  
 職 業 (勤続年数: 年)  
 申請者との関係  
 電 話 番 号

申請者が未成年の場合、保証人を2人(1人は法定代理人)とすること。  
保証人の直近の所得金額を証する書類(確定申告書(控)の写し、源泉徴収票の写し等)を添付すること。

推 薦 書

学生氏名

上記の者は、成績がすぐれ、品行が正しく、心身が健康であり、かつ、社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業実施要領第3条の規定に該当し、修学資金の貸付けを受けることがふさわしい者として推薦します。

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会  
会長 様

養成施設所在地

養成施設名

養成施設長氏名

電話番号

⑩

身 上 調 書

年 月 日現在

写真欄	ふりがな		性 別	男 ・ 女
	氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
	住 所	電話		
	養成施設名	( )年入学		
過去の当修学資金の借受け状況	無・有	修学の種別 社会福祉士・介護福祉士 借受け期間( 年 月～ 年 月)		
その他の修学資金の借受け状況	無・有	修学資金名( ) 借受け期間( 年 月～ 年 月)		
他の国庫補助による貸付制度確認	無	生活福祉資金修学貸付、離職者訓練制度等を活用していない旨の確認		

履 歴

年号	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。

家 族 の 状 況

現 住 所				
氏 名	年齢	続柄	職 業	所 得
		本人		

生計を一にする者の直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）を添付すること。

借 用 証 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会  
会長 様

収入印紙  
消印す  
ること

借受け時の  
養成施設名

貸付決定番号  
住 所

氏 名

印

電 話 番 号

次のとおり社会福祉士及び介護福祉士修学資金を借用し、返還します。

借受け期間	年 月から 年 月まで ( 年 月から 年 月までを除く。)
借 用 金 額	月額 円 初回加算 円、最終回加算 円 合計 円
返 還 時 期	年 月から 年 月まで
返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括

私どもは、上記の者の保証人として、社会福祉士及び介護福祉士修学資金の債務を連帯して負担します。

保証人住所  
氏 名  
電 話 番 号

印

保証人住所  
氏 名  
電 話 番 号

印

借受者及び保証人の印鑑証明を添付すること。

借受者が未成年の場合は、保証人を2人(うち1人は法定代理人)とすること。

住所(氏名)変更届

年 月 日

(社福)栃木県社会福祉協議会  
会長 様

借受け時の  
養成施設名

貸付決定番号

住 所

氏 名

⑩

電話番号

次のとおり住所(氏名)を変更したので届け出ます。

1 変更のあった者の氏名

2 新 住 所

新 氏 名

3 旧 住 所

旧 氏 名

4 変 更 理 由

5 変 更 年 月 日 年 月 日

年 月 日

退 学 届

(社福)栃木県社会福祉協議会  
会長 様

養成施設名  
貸付決定番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

印

次のとおり退学したので届け出ます。

- 1 退 学 年 月 日 年 月 日
- 2 理 由
- 3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで  
( )箇月分  
合 計 円借受け

上記のとおり退学したことを証明します。

年 月 日

養成施設所在地  
養成施設名  
養成施設長氏名

印

留年（休学・停学）届

年 月 日

（社福）栃木県社会福祉協議会  
会長 様

養成施設名  
貸付決定番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

⑩

次のとおり留年した(休学した・停学処分を受けた)ので届け出ます。

- 1 理 由 由  
2 留年等開始年月日 年 月 日  
3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで  
( )箇月分  
合 計 円借受け

上記のとおり留年(休学・停学)していることを証明します。

年 月 日

養成施設所在地  
養成施設名  
養成施設長氏名

⑩

復 学 届

年 月 日

(社福)栃木県社会福祉協議会  
会長 様

養成施設名  
貸付決定番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

印

年 月 日から復学したので届け出ます。

-----  
上記のとおり復学していることを証明します。

年 月 日

養成施設所在地  
養成施設名  
養成施設長氏名

印

保証人変更届

年 月 日

(社福)栃木県社会福祉協議会  
会長 様

借受け時の  
養成施設名

貸付決定番号

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

次のとおり保証人を変更するので届け出ます。

- 1 新保証人 住 所  
氏 名  
職 業  
生 年 月 日 年 月 日生( 歳)  
本人との関係  
電 話 番 号
- 2 旧保証人氏名
- 3 変更の理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

(社福)栃木県社会福祉協議会  
会長 様

新保証人住所  
新保証人氏名

印

社会福祉士・介護福祉士修学資金(借受金額  
と連帯してその債務を負担します。

円)について、借受者

辞 退 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会  
会長 様

養成施設名  
貸付決定番号  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

⑩

保証人住所  
氏 名  
電 話 番 号

⑩

保証人住所  
氏 名  
電 話 番 号

⑩

次のとおり社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付けを辞退したいので届け出ます。

- 1 辞退時期 年 月から
- 2 理 由
- 3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで  
合 計 円借受け

死 亡 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会  
会長 様

保証人住所  
保証人氏名  
電話番号

印

次のとおり借受者が死亡したので届け出ます。

- 1 借受者氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 養成施設名

返 還 計 画 書

年 月 日

( 社 福 ) 栃 木 県 社 会 福 祉 協 議 会  
会 長 様

借 受 け 時 の  
養 成 施 設 名

貸 付 決 定 番 号

住 所

氏 名

⑩

電 話 番 号

次 の と お り 社 会 福 祉 士 及 び 介 護 福 祉 士 修 学 資 金 を 返 還 し ま す 。

返 還 金 額 (返 還 未 済 額)	円	借 用 金 額	円
返 還 免 除 額	円	返 還 済 額	円
借 受 け 期 間	年 月 から 年 月 まで ( 年 月 から 年 月 まで を 除 く 。 )		
返 還 事 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日		
返 還 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
返 還 方 法	月 賦	毎 月 ( 円 ) 年 月 から 年 月 まで ( ) 回 修 了	
	半 年 賦	毎 回 ( 円 ) た だ し 、 6 月 ・ 12 月 償 還 ( ) 回 修 了	
	一 括	円	

返 還 計 画 変 更 届 出 書

年 月 日

( 社 福 ) 栃 木 県 社 会 福 祉 協 議 会  
会 長 様

借 受 け 時 の  
養 成 施 設 名

貸 付 決 定 番 号

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

社会福祉士及び介護福祉士修学資金の返還方法及び返還額を次のとおり変更したいので届け出ます。

返 還 金 額 (返還未済額)	円	借用金額	円
返 還 免 除 額	円	返還済額	円
借 受 け 期 間	年 月 から 年 月 まで ( 年 月 から 年 月 までを除く。 )		
現 在	返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括	
	返 還 額	円	
	返 還 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
変 更 後	返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括	
	返 還 額	円	
	今 後 返 還 に 要 す る 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
変 更 し よ う と す る 理 由			

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

( 社 福 ) 栃 木 県 社 会 福 祉 協 議 会  
 会 長 様

借 受 け 時 の  
 養 成 施 設 名

貸 付 決 定 番 号

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

次 の と お り 社 会 福 祉 士 及 び 介 護 福 祉 士 修 学 資 金 の 返 還 の 猶 予 を 受 け たい の で 申 請 し ます 。

借 用 金 額	円		
借 受 け 期 間	年 月 から 年 月 まで ( 年 月 から 年 月 まで を 除 く 。 )		
登 録 日 年 月 日		登 録 証 号 番 号	
猶 予 申 請 の 内 容	返 還 猶 予 申 請 額	円	希 望 す る 返 還 猶 予 期 間 年 月 から 年 月 まで
	猶 予 申 請 の 理 由		
養 成 施 設 卒 業 後 の 状 況	期 間	就 業 場 所 等	
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		

就 業 証 明 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会  
会長 様

借 受 け 時 の  
養 成 施 設 名

貸 付 決 定 番 号

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

上記の者が、下記の業務に従事したことを証明いたします。

- 1 施設等の種類
- 2 職 種
- 3 就業開始年月日

年 月 日

所 在 地  
施設又は事業所名  
電 話 番 号  
代 表 者 氏 名

㊞

業 務 従 事 先 変 更 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会  
会長 様

借受け時の  
養成施設名

貸付決定番号

住 所

氏 名

⑩

電 話 番 号

次のとおり業務従事先を変更したので届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 新業務従事先 所在地  
施設名又は事業所名  
施設等の種別  
電話番号  
職 種

3 前業務従事先 所在地  
施設名又は事業所名  
施設等の種別  
電話番号  
職 種

離 職 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会  
会長 様

借受け時の  
養成施設名

貸付決定番号

住 所

氏 名

⑩

電 話 番 号

次のとおり離職したので届け出ます。

1 離職年月日 年 月 日

2 理 由

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会  
会長 様

借受け時の  
養成施設名

貸付決定番号  
住 所

氏 名  
電 話 番 号

印

次のとおり社会福祉士及び介護福祉士修学資金の返還の免除を受けたいので申請します。

登録年月日	年 月 日	登録証番号	
借 用 金 額	円		
借 受 け 期 間	( 年 月から 年 月まで 年 月から 年 月までを除く。)		
既返還免除額	円		
返還状況	返還済額	円	
	返還未済額	円	
免除申請の内容	返還免除申請額	円	
	免除申請の理由		
卒業後の状況	期 間	就 業 場 所 ・ 在 学 学 校 等	
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

業 務 従 事 証 明 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会  
会長 様

借 受 け 時 の  
養 成 施 設 名

貸 付 決 定 番 号

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

上記の者が、次のとおり従事したことを証明します。

1 施設等の種類

2 業 務 の 別 社会福祉士・介護福祉士

3 職 種

4 業務従事期間 年 月 日から 年 月 日まで

登録ホームヘルパー及び家政婦にあつては、次の日数  
について記入してください。

登録日数 日間

介護等の業務従事日数 日間

所 在 地

施設又は事業所名

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

㊞